平成２２年（フ）第４４９号
福井市松本４丁目４番15号
破産者　杉田繊維染色株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
福井県大野市泉町４番５号
破産者　株式会社山川組
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
福井県大野市中丁第27号22番地１
破産者　株式会社スマートプロモーション
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
長野県塩尻市大字宗賀3762番地
破産者　筑摩木材株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９２００号
大阪府和泉市府中町６丁目14番６号
破産者　有限会社正晃
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４号
松江市西川津町2526番地２
破産者　野津　　茂
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
島根県松江市八雲町西岩坂3990番地43
破産者　尾原千恵美
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
群馬県藤岡市下栗須382番地の１
破産者　有限会社小山製作所
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３５号
群馬県富岡市上高瀬391番地３
破産者　有限会社ワイズ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１００５号
東京都西多摩郡瑞穂町武蔵430番地
破産者　株式会社山城
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００６号
東京都福生市牛浜45番地11　レクセルマンション牛浜第２―404号室
破産者　小野寺　薫
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６８９号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目11番地の６
破産者　株式会社ダイワ
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
東京都福生市大字福生1068番地
破産者　佐藤　恵孝
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１０号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―12―1102
破産者　濱中　一男
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第１８号
石川県羽咋市中央町キ、５番地
破産者　株式会社干場工務店
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３号
石川県七尾市中島町中島ヌ部７番地２
破産者　有限会社ヤマダ建設工業
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６４５号
長崎県諫早市栄田町42番16号
破産者　酒井眞智子
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４１０９号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目７番７―803号、開始決定時の住所札幌市西区西野９条４丁目６番33号
破産者　落合　錦二
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
札幌市白石区東札幌２条１丁目２番24号　シンフォニックガーデン東札幌２―７号
破産者　桑名　一彦
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０４号
北海道江別市東野幌町11番地の６
破産者　松永　国博
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
青森県弘前市大字十面沢字沢田14番地13、居所群馬県前橋市元総社町533―10　レオパレスアピテＣ―307
破産者　張間　岳人
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部